

# 秋の火災予防運動特集

平成29年10月16日発行

消防本部予防課

☎254-0356 FAX 256-7755

## 平成29年度 全国統一防火標語

# 火の用心 ことばを形に 習慣に



11月9日(木)から15日(水)までの1週間、全国一斉に秋の火災予防運動が実施されます。冬から春にかけて空気が乾燥し、暖房器具を使用するなど火災発生の危険性が高まりますので、火の元には十分に注意し、火災を起こさないようにしましょう。万が一、火災が起こったときは、119番通報、初期消火、安全な場所への避難など、けがをしないようにするとともに、被害が少なくなるように努めてください。

また、平成30年4月1日から、違反対象物公表制度が始まります。この制度は、建物の利用者が安心して利用することができるように、重大な消防法令違反のある建物について情報提供するものです。

## 来年4月1日から公表制度スタート

### Q 違反対象物の公表制度とは？

重大な消防法令違反が認められる建物を津市ホームページで公表して、市民に情報を提供する制度です。

### Q なぜ来年4月1日からスタート？

市民の皆さんや建物の関係者に周知する期間を設けるためです。



### Q 公表制度の対象となる建物は？

劇場や映画館、飲食店や百貨店、ホテル、病院や社会福祉施設など不特定多数の人または自力避難が困難な人が出入りする建物です。

### Q ホームページで公表される内容は？

- 建物の名称 例：〇〇ビル
- 所在地 例：津市〇〇町〇-〇
- 違反の内容 例：自動火災報知設備の未設置

### Q 重大な消防法令違反とは？

建物の面積などにより設置が義務付けられたスプリンクラー設備、屋内消火栓設備、自動火災報知設備が設置されていない違反のことです。

スプリンクラー設備



屋内消火栓設備



自動火災報知設備

